

中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会  
「施策総合規格小委員会」委員長  
森島昭夫 殿

「温暖化対策税制に関する考え方および留意点(素案)」に対する意見

2004年12月7日  
(財)世界自然保護基金ジャパン  
気候変動担当シニア・オフィサー  
鮎川ゆりか

1) P.1 基本的考え方のところ

- 最初の○ 「・・・以下の観点から有力な追加的施策であり、効果があるとされた」

ここの部分は、中間取りまとめの8ページのように、「効果があるとされた」の代わりに、「今後検討すべきものであるとされた」とした方が良いのではないか。

- 「確実性」の説明部分について

ここも中間取りまとめの8ページのところ同様に、

「確実な排出削減効果を期待できるのは、規制、排出量取引であるが、家庭や中小事業者等の多様かつ多数のものを対象とすることは現実的ではない。」という文を、「家庭や中小事業者を対象とする場合、」と始まる文の頭に持ってきてはどうか。

- 2番目の○

このパラグラフは、重要な点なので、これが新たに加えられたことは評価できる。

- 3番目の○

このパラグラフも新たに加えられたものであるが、後半の部分があいまいである。「このため」以下を次のように書き換えたらどうか。

「このため、企業や国民全員が温暖化対策に参加していく仕組みの構築を目指す上で、対策税は大きな役割を果たすことができる。」

## 2) P.3 世論調査等に見る温暖化対策税制の効果

ここには、10月21日に読売新聞で発表された世論調査の結果も載せるべきではないか。賛成が44.6%で、反対の28.2%を上回った。

## 3) P.10 軽減方策のところ

P.10に書かれている軽減方策の項目の中に、「iii 温暖化対策の観点から行うもの」が加えられたことは、重要である。軽減方策の基準の柱とするべきである。

最後に、中間取りまとめのP.17-18にかけて書かれている部分を要約して、以下のような文を加えるべきである。

「温暖化対策税制は、幅広い人や企業に対して化石燃料の消費による二酸化炭素排出量に応じて課税するものであり、社会全体で汚染者負担の原則を踏まえた公平な負担を行うことを意図したものである。したがって、税を軽減する手法を採用するかどうか、また軽減をうける条件をどう設定するかなどは、公平性の観点に留意しながら検討する必要がある。」

## 4) 税収の使途

P.12に温暖化対策税制の税収を当てるべき対策が列記されているが、その中の「クリーンエネルギーへの転換」のところでは、「新エネルギー」ではなく、「自然エネルギー」という言葉を使うべきである。中間とりまとめでは、使っていた。

## 5) エネルギー関係諸税との関係

### P.17の最後の○のパラグラフ

ここの最後の分のまとめ方は、小委員会のまとめの最後の部分としては、あいまいで、方向性が示唆されていない。既存エネルギー諸税制との関係について、私自身が意見を言ったことはなかったかもしれないが、言いたかったことは、以下のようなことである。

「・・・部分的にみれば、温暖化対策税制に類似する度合いが高い部分があるので、石油石炭税がきちんとした温暖化対策税になるよう税率を引き上げた上で、温暖化対策税制との関係について所要の整理を検討していく必要があると考えられる。」